

第6章 駿河湾港の整備基本計画

6.1 機能分担と連携のあり方

第2章で定めた駿河湾港が目指すべき将来像の実現にあたっては、第3章から第5章で示した機能ごとの施策の展開を、清水港、田子の浦港、御前崎港の駿河湾港各港や地方港湾・漁港との分担・連携により、効率的かつ効果的に進めていくことが必要である。

ここでは、機能ごとに、その分担や連携のあり方を、以下のとおり定めるものとする。

表 6-1 物流・産業機能の分担と連携のあり方

区分	駿河湾港			地方港・漁港	
	御前崎港 (近海、東南アジア航路)	清水港 拠点港 (全航路)	田子の浦港	大井川港	焼津漁港
コンテナターミナル	補完港 (近海、東南アジア航路)	拠点港 (全航路)			
穀物		パナマックス船対応 (満載入港)	3~5万DWT船対応 (航行安全検討の取組)		
		ポスト・パナマックス対応 (名古屋⇒減載入港)			
	石油類	中部供給基地	東部供給基地	西部供給基地	
エネルギー		全県供給基地			
石炭			拠点港		
紙・パルプ		中東部	東部		
水産品		水産品輸入基地 遠洋漁業基地	需要地分担		遠洋漁業基地 沿岸・沖合漁業基地
	循環資源貨物	(西部基地) 特殊循環資源貨物 (広域積出基地)	(東部基地)		
完成自動車	拠点港				
ROROターミナル	拠点港				

表 6-2 防災・危機管理機能の分担と連携のあり方

区分	駿河湾港		
	御前崎港	清水港	田子の浦港
地方港湾・漁港	地方港湾・漁港		
焼津漁港	焼津漁港		
地方港湾、その他漁港	地方港湾、その他漁港		
避難対策	避難誘導計画の早期策定、津波避難施設の設定・避難ビルの確保、避難民海上輸送ネットワーク構築		
防護対策	海岸堤防等防護施設の高上げ・補強等、未整備区間での新設 第一線防波堤等の粘り強い構造への改良		
緊急物資の海陸輸送における結節点 ・耐震強化岸壁 ・緊急時利用ハブ ・緊急物資輸送道路	県内の緊急物資海上輸送ネットワーク		
保安対策	SOLAS対応（外貿公共埠頭）		
エネルギー 関連施設対策	防災拠点港湾(西部) 防災拠点港湾の中継基地 静岡空港との連携	防災拠点港湾(中部) 防災拠点港湾の中継基地	防災拠点港湾(東部) 防災港湾
漂流物対策	流出防止柵等のハード整備		
物流機能継続	産業活動維持用 耐震強化岸壁 緊急物資用耐震強化 岸壁の活用	コンテナ・バルク・RORO対応	コンテナ・バルク対応
	駿河湾港内での バックアップ	水深12m以上を各港に配置 利用可能な岸壁で駿河湾港の全体需要に対応	バルク対応
首都圏支援	コンテナ埠頭増設 (耐震強化)	※御前崎港でコンテナ代替 [県外港への流出抑制]	新興津コンテナ埠頭 (-15m岸壁連続3B化)
がれき対策	県内の広域的受け入れ (女岩・水面貯木場)	興津埠頭間・貝島	

表 6-3 交流・生活・環境機能の分担と連携のあり方

区分	駿河湾港		地方港	
	御前崎港	清水港	田子の浦港	西伊豆港湾
観光	観光資源	なぶら館・なぶら市場 みなとかつお祭り 御前崎地区を交流空間へ (水産業を核とした交流)	EiPa°ルストリーム°ラガ 河岸の市、マグロ祭り 日の出埠頭を交流空間へ	大型貨物船の入出港 富士山の眺望 しらす祭り 漁港区を交流空間へ (水産業を核とした交流)
	ネットワーク	新規フェリー・旅客船 (空港⇒西伊豆)	フェリー(土肥) バイクルーズ(港内) 水上バス(港内)	新規フェリー (清水、土肥)
	クルーズ船	貨物埠頭利用 ↑ 駿河湾海上旅客船ネットワークへ接続(西伊豆観光振興)	クルーズ船専用埠頭	貨物埠頭利用
海辺のレクリエーション	[海洋スポーツ拠点] 人工海浜(県民) マリナー(県民・ボート)	[海洋レジャー拠点] マリナー(県民・ヨット)	<PBの湾内回遊性>	
憩い	マリナーパーク御前崎 (県民)	清水マリナーパーク (県民・観光客)	ふじのくに田子の浦みなど 公園、港口左岸(県民)	
自然再生		折戸湾(海浜・干潟等) 新興津(興津海岸復元)		
環境保全	県内の広域的受け入れ		底質・水質改善 富士海岸保全	
再生可能エネルギー	建設発生土受入(女岩)	建設発生土受入 (貝島、興津鞆頭)	太陽光発電	
みなと教育・学習	港の歴史、貨物船・荷役見学、産業見学			

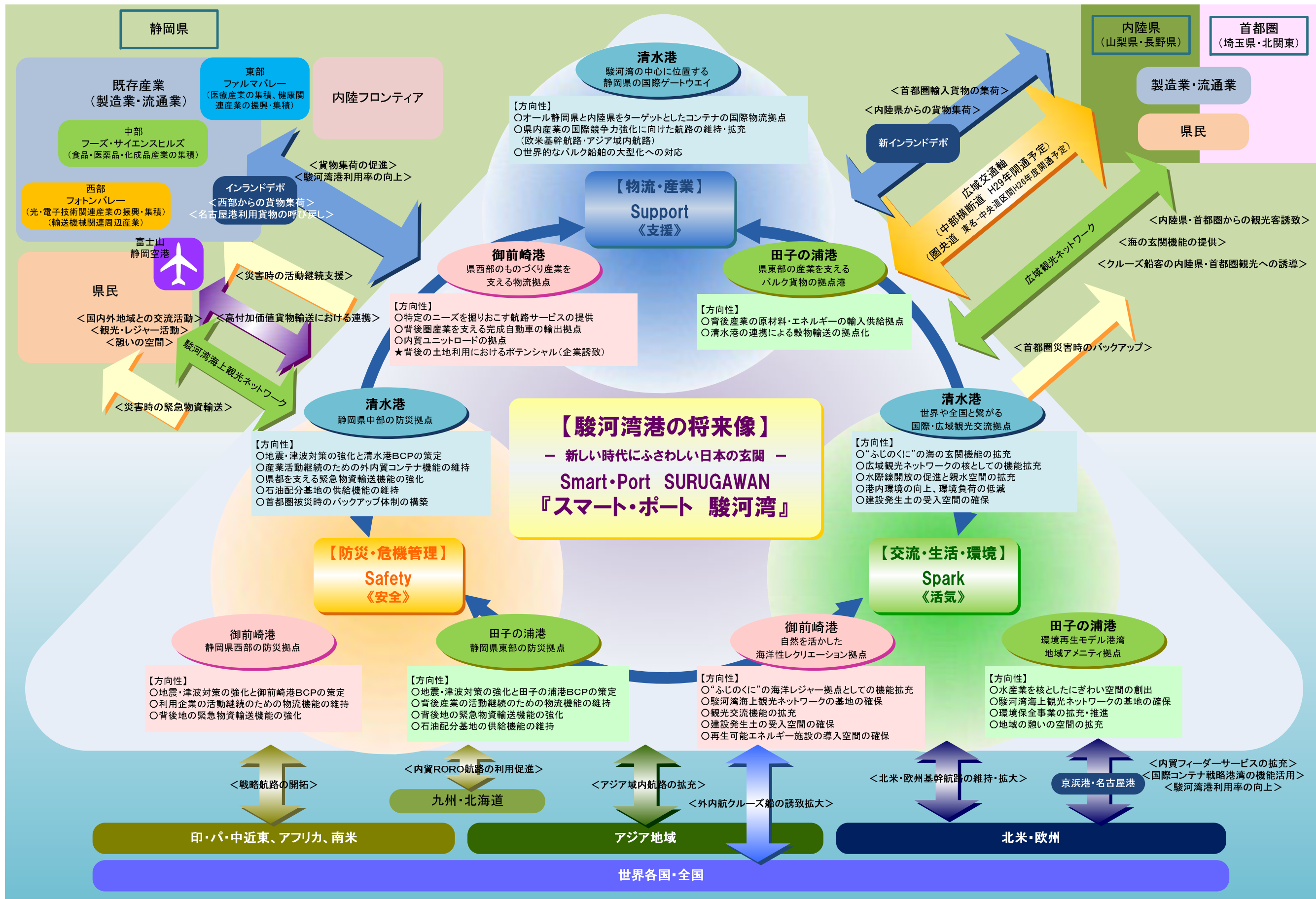


図 6-1 駿河湾港の機能分担と連携のイメージ

6. 2 空間利用構想

(1) 空間利用の基本方針

①基本理念

今後の駿河湾港の空間利用は、既存空間を最大限に利活用することを原則とする。

新たな埋め立て等の開発は、県経済の発展と県民生活の安定に必要なものに限定し、その規模も必要最小限にとどめるものとする。

また、港湾空間の利活用にあたっては、良好な自然環境の保全に十分に配慮するとともに、港湾利用として遊休化した空間については、地域住民のニーズを踏まえて、新たな利活用や自然環境再生等を行うものとする。

②駿河湾港各港の空間利用方針

	港湾別の空間利用方針
清水港	◇市街地に近接した空間の特性を踏まえ、混在・分散化した機能を再編・集約化していくものとする。 ◇新興津及び興津のコンテナ、袖師及び富士見のバルクといった物流機能の集約と拠点化を図り、江尻・日の出を交流空間、折戸をレクリエーション・自然再生空間といったように、メリハリのある空間利用への再編を進める。
田子の浦港	◇狭隘な空間に機能が集積している田子の浦港は、空間利用の再編や集約化にも限界がある。 ◇このため、現状の空間利用を前提に、最大限の機能発揮ができる利活用を目指す。
御前崎港	◇御前崎港は3港の中で、最も開発余力を残す港湾であり、将来の情勢変化を睨みつつ、その開発空間を留保していくものとする。 ◇物流需要の変化の中で遊休化している物流空間については、地域振興に貢献する交流や新産業等の空間へ積極的に転換していくものとする。 ◇多くの利用者でにぎわいを見せる海浜緑地空間は、その環境を維持していくものとする。

(2) 駿河湾港各港の空間利用構想図

空間利用の基本理念及び基本方針に基づき、各種施策の展開エリアを示す駿河湾港各港の長期的な港湾空間の利用構想（機能配置イメージ）を、以下のとおりとする。

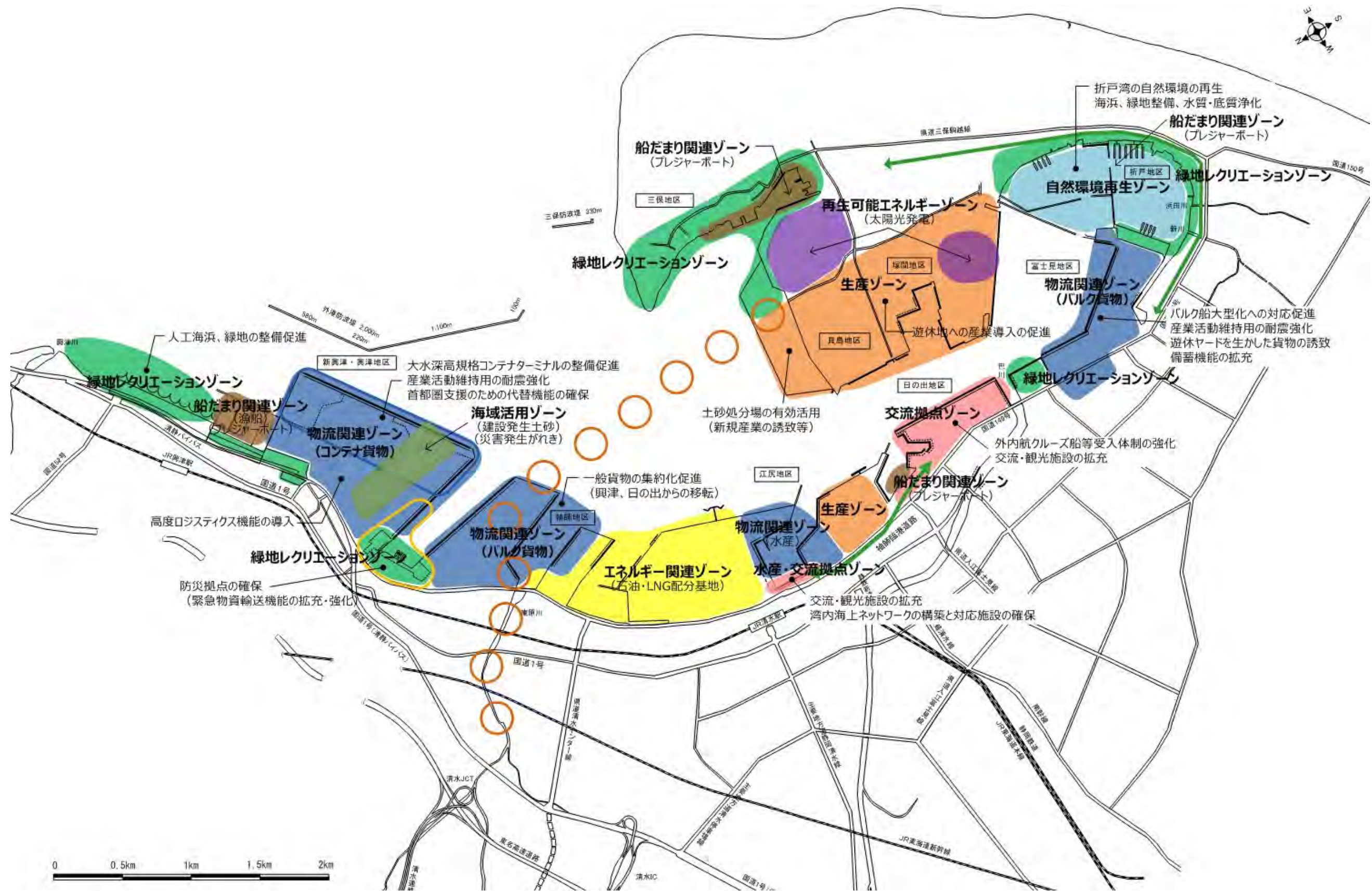


図 6-2 清水港の空間利用構想



図 6-3 田子の浦港の空間利用構想図

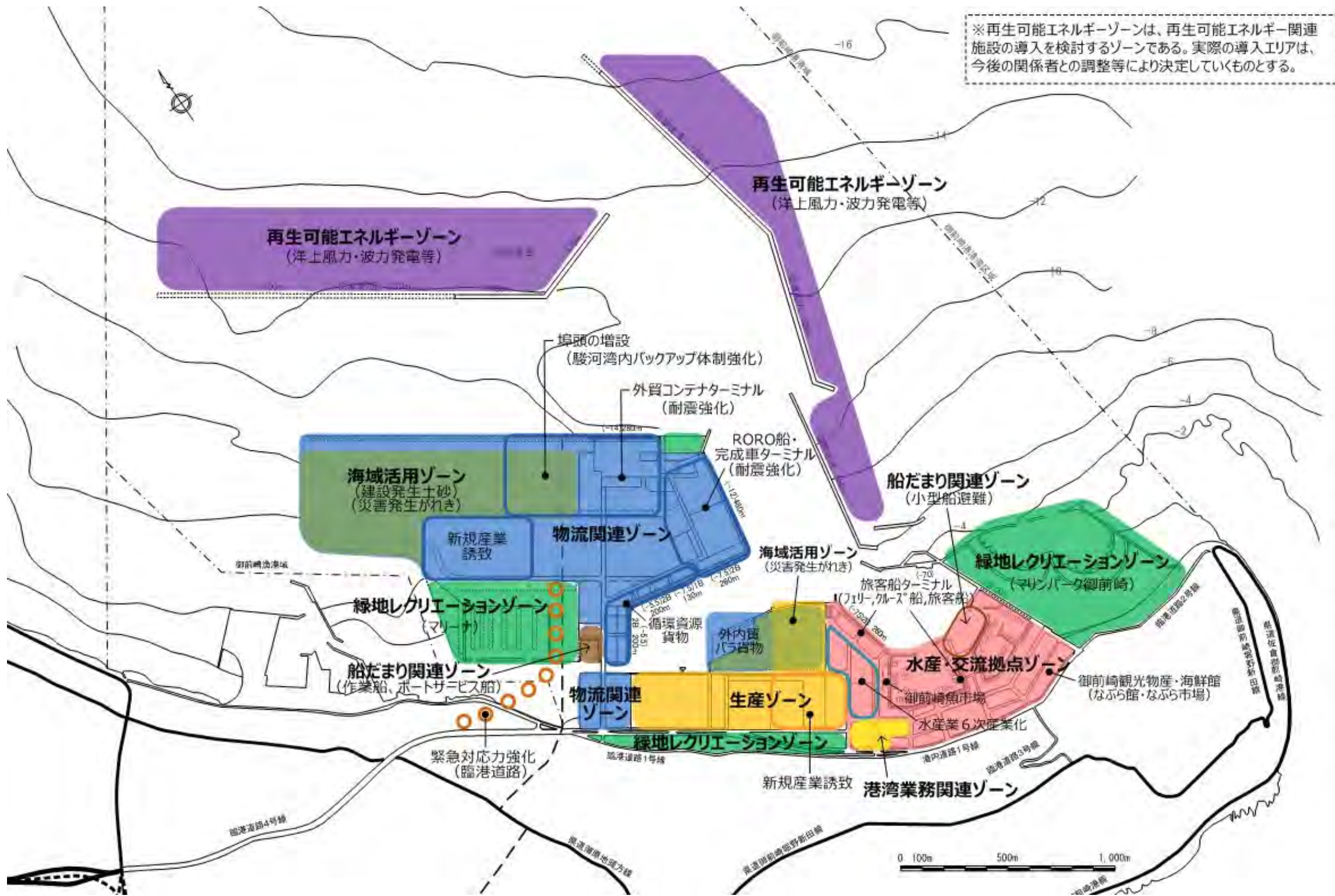


図 6-4 御前崎港の空間利用構想図

6. 3 港湾別の整備基本計画

第3章から第5章で示した各機能における施策の方向や前項の空間利用構想を踏まえ、主要な施策（整備プロジェクト）について、定量的な検討を加えながら、段階的な機能再編の手順をもとに、各施策の整備時期を「短期（概ね5年後）」・「中期（概ね5～15年後）」・「長期（概ね15～30年後）」の3区分で示した「整備基本計画」を港湾別に策定した。

また、施設の移転や集約に伴い、短・中・長期にわたり、各プロジェクトが連動して段階的に機能再編が実施されるプロジェクトについては、その再編の手順をイメージ図として示した。

（1）清水港

①整備基本計画

清水港は、防災・減災対策の確実な取組のもと、我が国を代表する県内ものづくり産業を支える国際物流ゲートウェイとして物流機能のさらなる強化・高度化を進めるとともに、豊富な観光資源と魅力あるウォーターフロントを活かした世界や全国と繋がる国際・広域観光交流拠点づくりを目指して、以下の施策を段階的に取り組んでいく。

短期としては、新興津コンテナターミナル第2バースの全面供用に合わせて袖師コンテナターミナルからコンテナ取扱機能の移転を順次進める。さらに、興津第二埠頭（興津13・14号岸壁）において緊急物資等輸送用耐震強化岸壁を整備し、その後、日の出埠頭の交流拠点づくりの第一段階として、興津第二埠頭内に外内貿バルク取扱機能（日の出4・5号上屋、6号上屋機能）を移転する。さらに、既に実施している新興津防波堤の改良、富士見4・5号岸壁や航路、泊地の増深、新興津小型船だまり及び人工海浜の整備等を進めていく。

中期としては、興津第一・第二埠頭間の埋立と新興津3・4号岸壁の整備（耐震化）、袖師コンテナターミナルからのコンテナ取扱機能の移転、新興津埠頭と袖師第一埠頭を結ぶ埠頭間連絡道路の整備等を行い、新興津コンテナターミナルの機能拡充を進める。また、埋立に伴い廃止される興津埠頭や交流機能の拡充を進める日の出埠頭（日の出4号岸壁）のバルク取扱機能を袖師第一埠頭へ移転する。移転後の日の出4・5号岸壁をアジア域内のクルーズ需要の増大を踏まえクルーズ船専用埠頭へ整備し、背後用地も含めて交流拠点の形成に向けた利用転換を順次進める。

長期としては、新興津4号岸壁の整備を進め、連続4バースを備えた高規格な新興津コンテナターミナルを整備する。さらに、バルク埠頭へ再編した袖師7・8号岸壁、泊地の増深改良を行う。そのほか、折戸湾水面貯木場の利活用の検討については、中期から長期にかけて実施する。

②段階的機能再編のイメージ

新興津・興津、袖師地区と日の出地区の段階的機能再編のイメージを図6-6に示す。

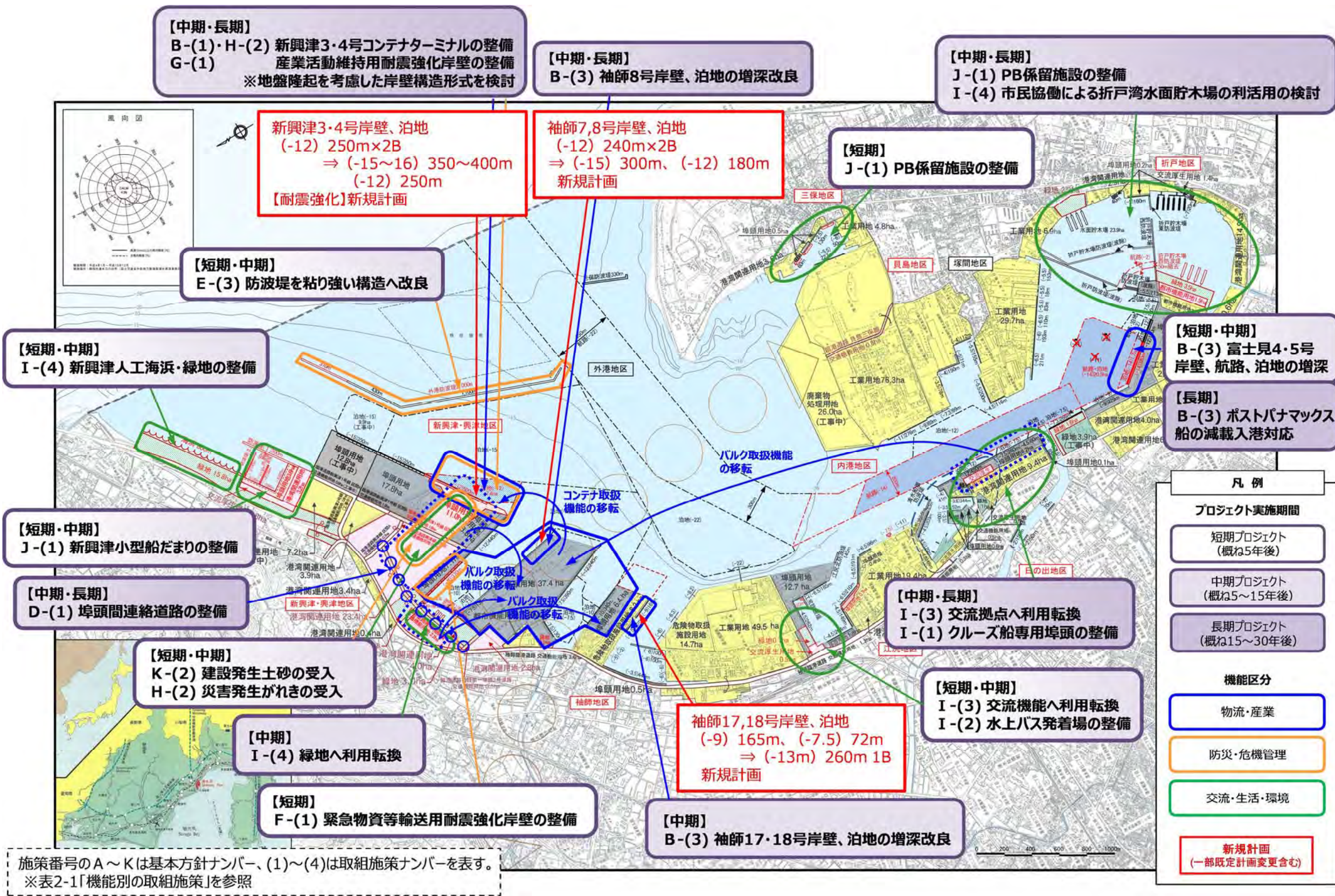


図 6-5 清水港の整備基本計画

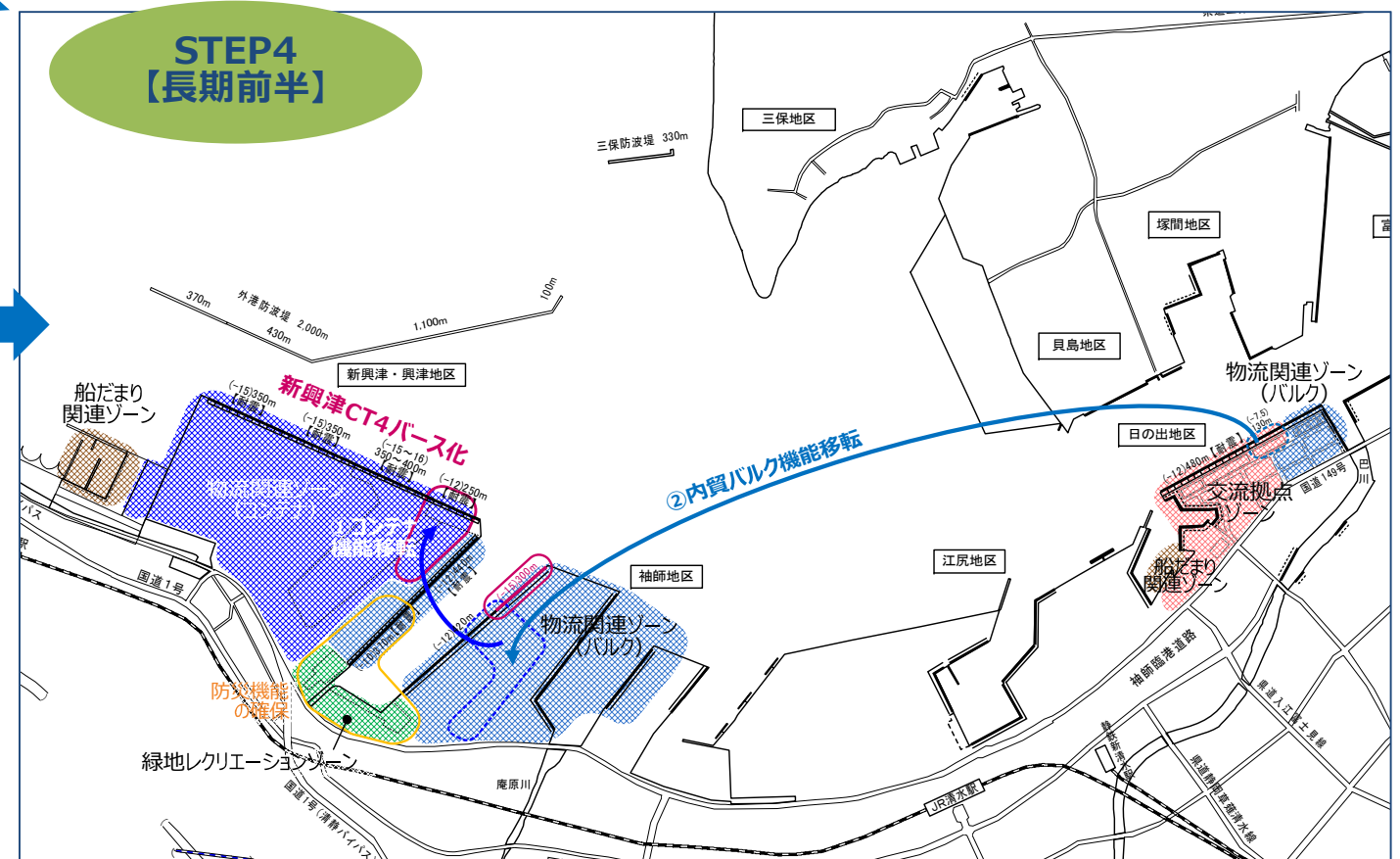
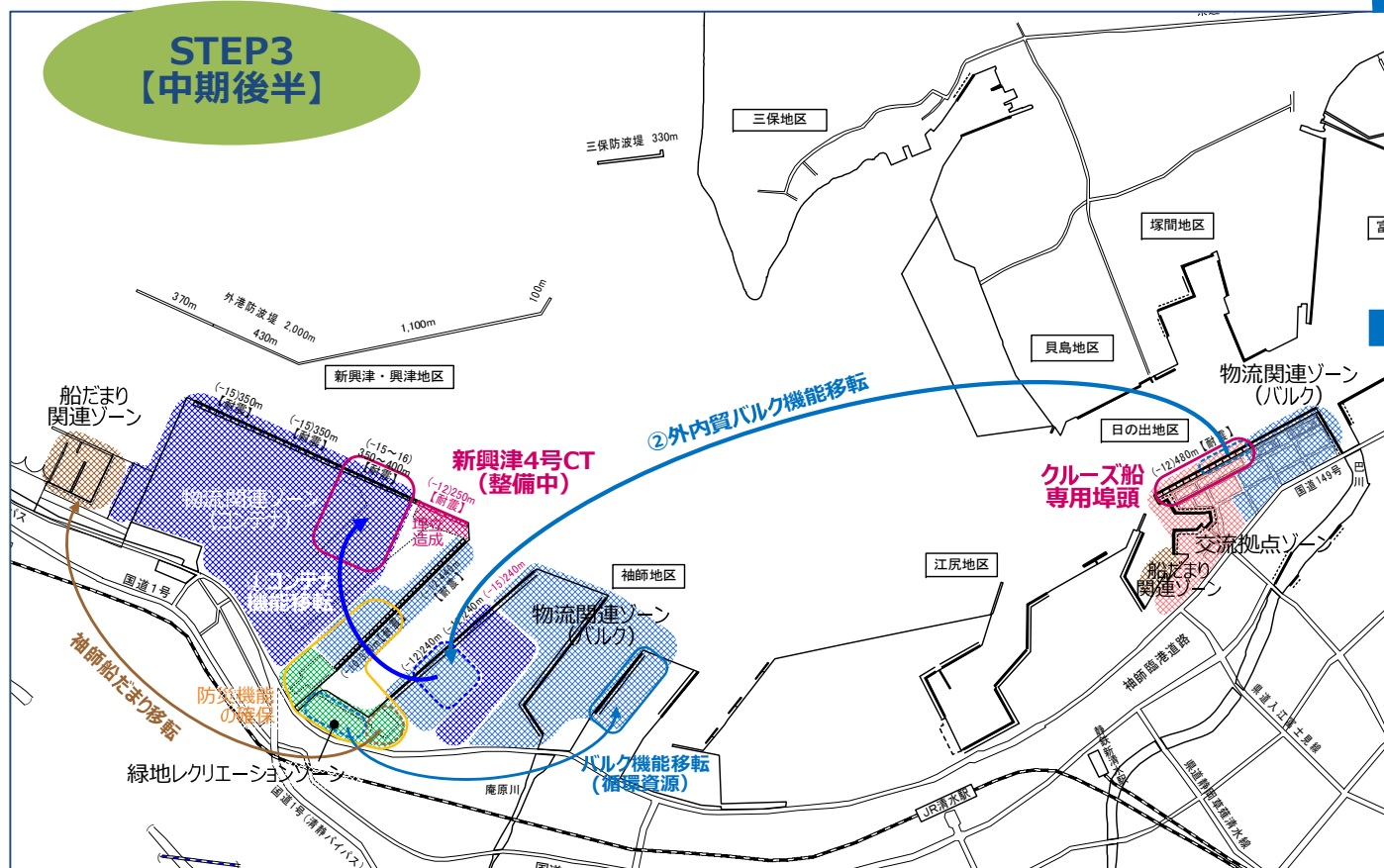
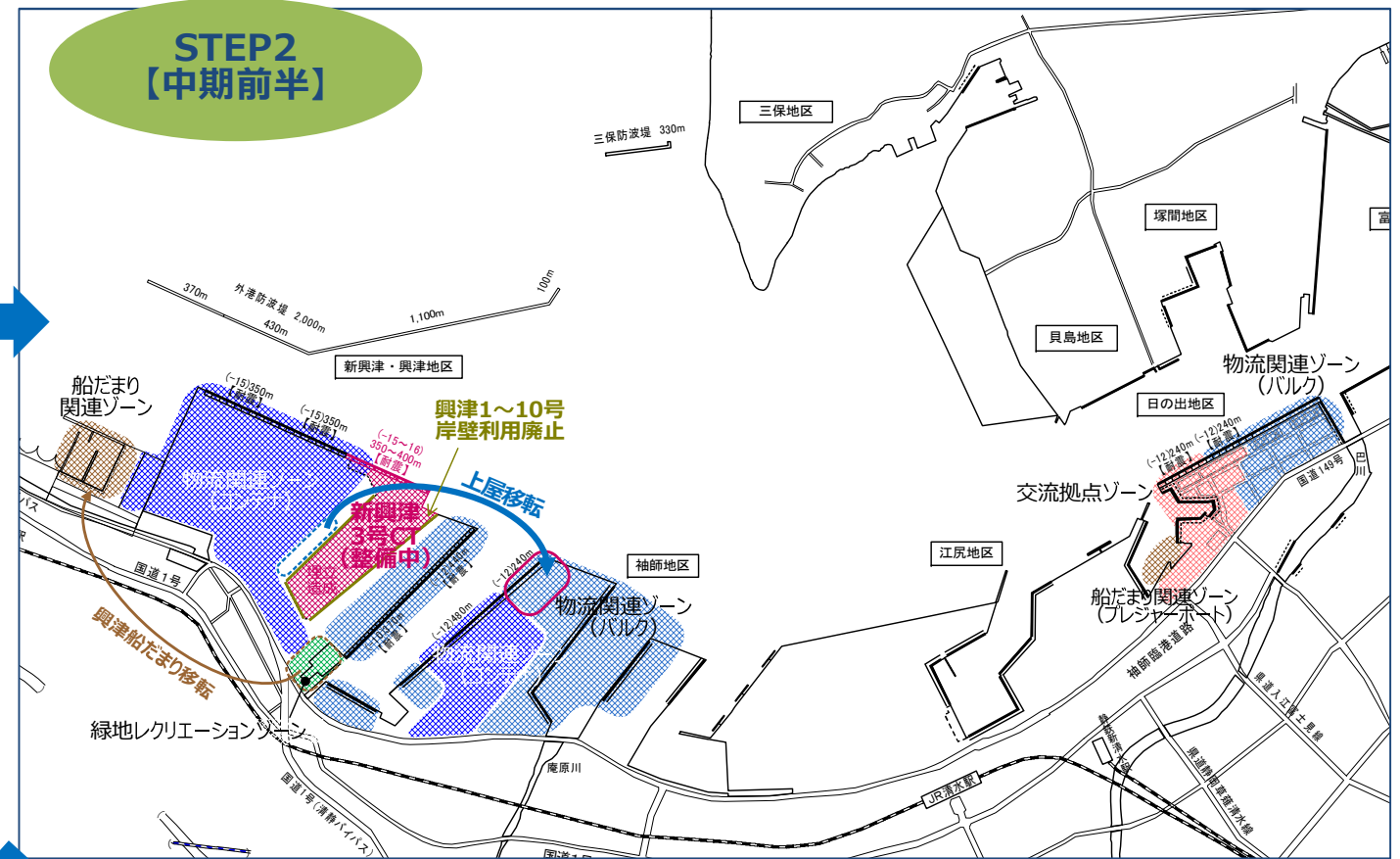
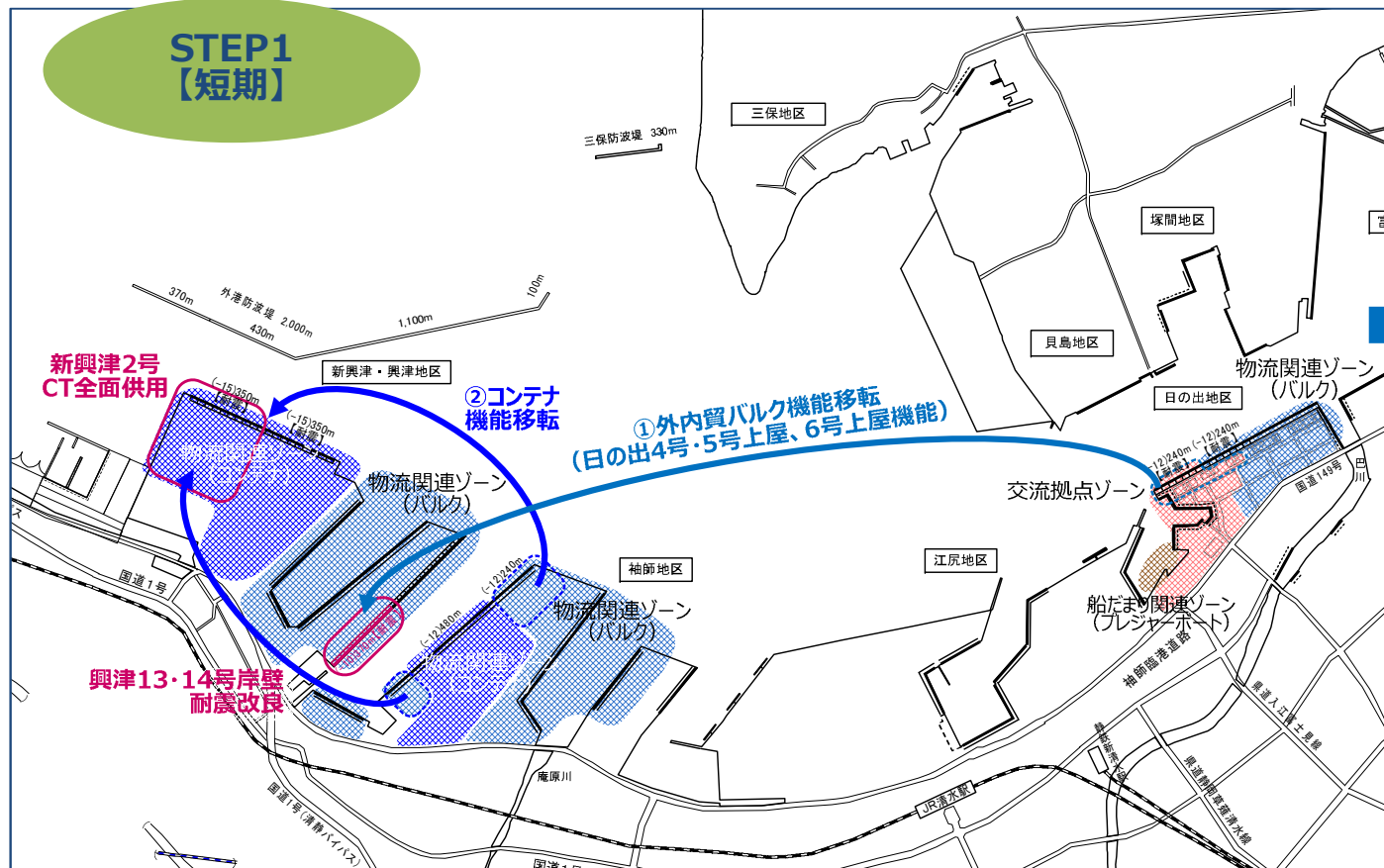


図 6-6 清水港の段階的機能再編イメージ (短期~長期前半)

(2) 田子の浦港

①整備基本計画

田子の浦港は、防災・減災対策の確実な取組のもと、県東部の産業を支えるバルク貨物の拠点港として物流機能の強化を進めるとともに、世界遺産の富士山や間近で見られる大型貨物船の航行シーン等の独自の景観と水産業を活かしたにぎわい空間づくりを目指して、以下の施策を段階的に取り組んでいく。

短期としては、ふじのくに田子の浦みなと公園及び鈴川緑地の整備と漁港区における交流機能への利用転換を進める。さらに、依田橋地区水面貯木場の埋立造成を行う。

中期としては、富士 5・6 号岸壁、泊地の水深 12m への増深改良を行い、岸壁は緊急物資等輸送用耐震強化岸壁として整備する。あわせて、岸壁背後の 2 車線区間の臨港道路を 4 車線へ改良し、物流機能及び防災機能の拡充に取り組む。また、富士 4 号岸壁をフェリー埠頭へ利用転換し、富士地区の交流拠点の拡充を進める。鈴川地区では、石油埠頭岸壁の耐震化と臨港道路の整備を行う。

そのほか、中央 3・4 号岸壁、泊地の増深改良や西防波堤の延伸は、中期から長期にかけて実施する。

②段階的機能再編のイメージ

富士地区の段階的機能再編のイメージを図 6-8 に示す。

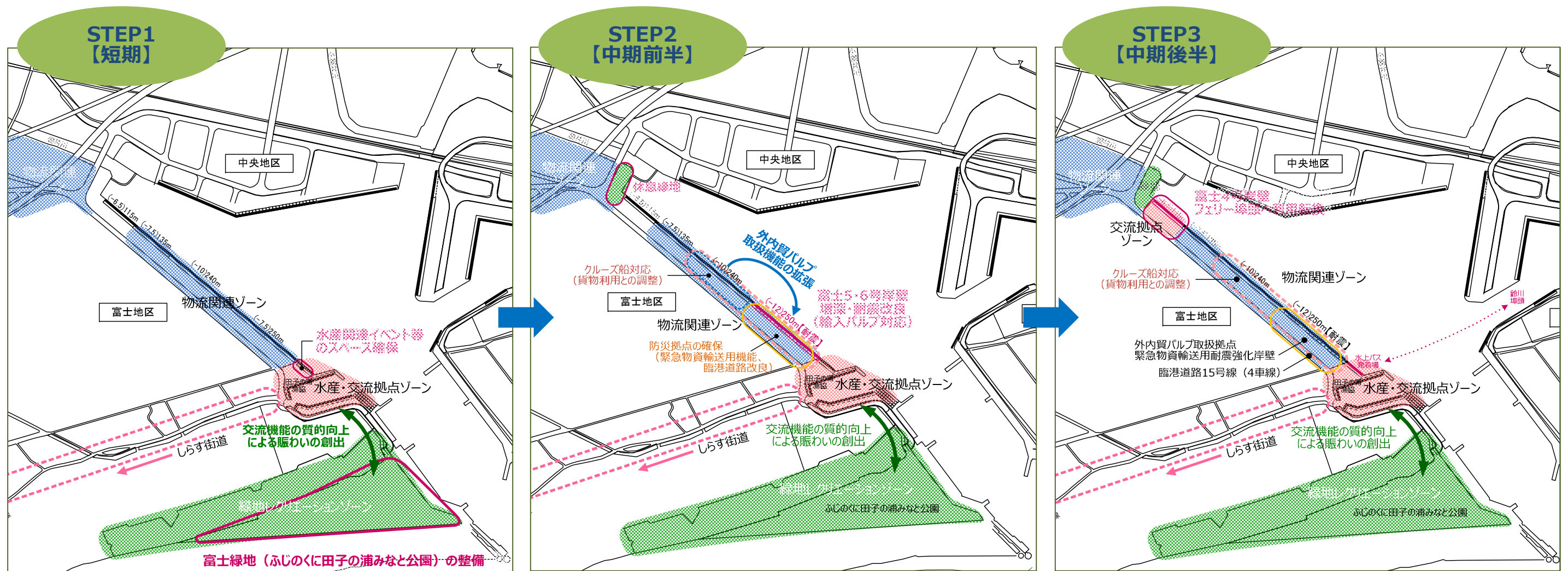


図 6-8 田子の浦港の段階的機能再編イメージ (短期～中期後半)

(3) 御前崎港

①整備基本計画

御前崎港は、防災・減災対策の確実な取組のもと、県西部のものづくり産業を支える物流拠点港としてコンテナやRORO等の物流機能の強化・拡充を進めるとともに、海洋性レクリエーション施設や水産観光施設、風力発電施設等の多様な交流資源を活かしたにぎわい空間づくりを目指して、以下の施策を段階的に取り組んでいく。

短期としては、西埠頭 5～9 号岸壁において循環資源貨物に対応した利用転換を進めるとともに、西埠頭 1 号岸壁の耐震改良に着手する。既に実施している防波堤の改良や再生可能エネルギー施設の導入に向けた取組も進めていく。

中期としては、西埠頭 10 号岸壁背後のコンテナヤードの拡張整備を行う。水深 12m の公共埠頭及び泊地の整備を開始し、御前崎地区の中央埠頭及び東埠頭の物流機能を順次移転し、交流機能への利用転換を進める。さらに、西埠頭 2 号岸壁の耐震改良を行い、西埠頭 1 号岸壁とあわせて産業活動維持用耐震強化岸壁 2 バースを整備する。

長期としては、西埠頭 10 号岸壁の延伸と隣接して 11 号岸壁（水深 14m）をコンテナバース（耐震化）として整備する。西埠頭 3・4 号岸壁を RORO ターミナルとして水深 9m へ増深改良（耐震化）を行うとともに、西埠頭へのアクセス道路も整備する。

御前崎地区の中央埠頭及び東埠頭の交流機能への利用転換は、水産業 6 次産業の導入・促進や水産複合施設等の観光・交流機能の拡充を図りながら、中期から長期にかけて順次進めていく。

②段階的機能再編のイメージ

女岩地区と御前崎地区の段階的機能再編のイメージを図 6-10 に示す。

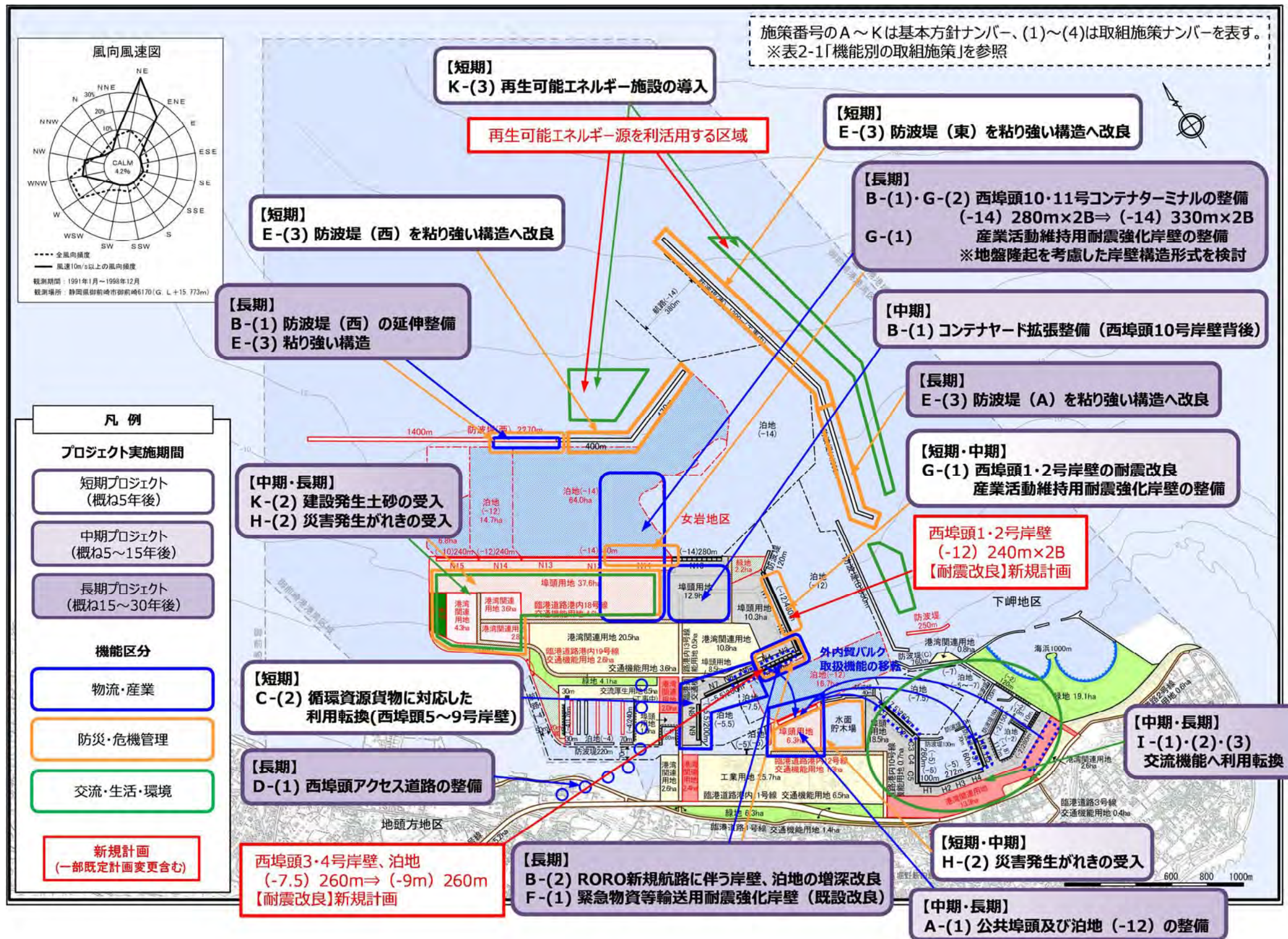


図 6-9 御前崎港の整備基本計画

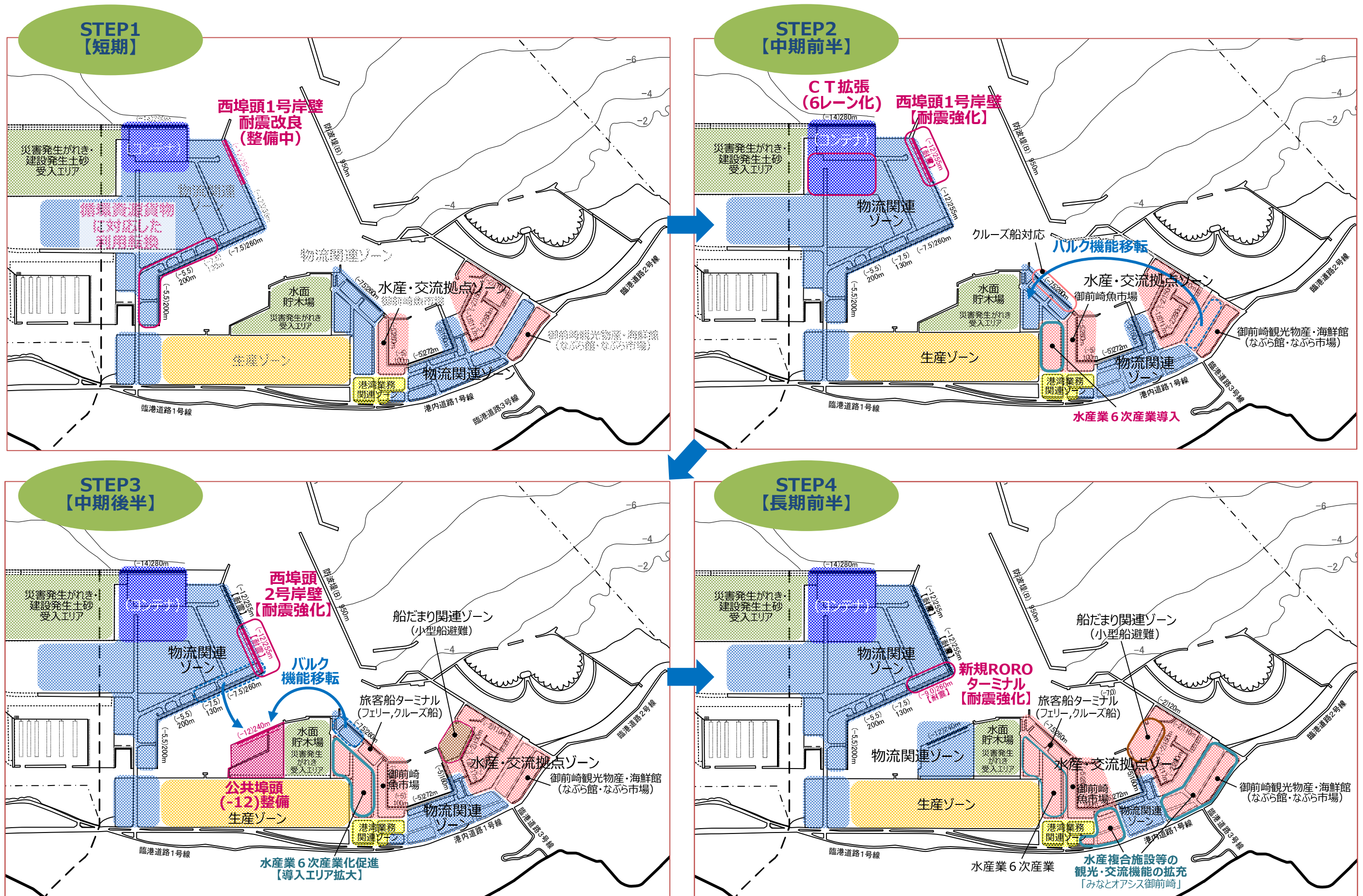


図 6-10 御前崎港の段階的機能再編イメージ (短期～長期前半)

第7章 今後の展開に向けて

今後は、静岡県を持続ある発展を支え、国土の中央にある地理的ポテンシャルを活かしてその機能を広域に発揮するという基本理念のもと、新しい時代にふさわしい日本の玄関を目指す「スマート・ポート 駿河湾」を実現するために、早期に取り組むべき施策については、その実施に向けた具体的な検討を進めるとともに、それ以外の施策については、社会経済情勢を踏まえ、緊急性・必要性に応じて適切な時期に詳細な検討を行い、実施に向けた対応を図っていく。

さらに、以下の取り組みや体制づくりについても継続して進めていくこととする。

①より高質な物流サービスの提供と集貨の促進

激化する港湾競争を勝ち抜くためには、利用者ニーズを的確に捉えた利便性の高いより高質な物流サービスの提供が不可欠である。県外港湾にはない駿河湾港独自のサービスを展開し差別化を図るとともに、ターミナルの高度化等のハード整備とのバランスの取れた施策を行い、他港に流出する県内貨物の取り戻しや他県貨物の誘致等のターゲットを絞った集貨活動や戦略的なポートセールスを継続して取り組むことが必要である。なお、ソフト施策については、現在、平成25年3月に策定した駿河湾港の利用促進に向けた「駿河湾港物流促進戦略」を推進している。短期の目標に向けた戦略を確実に進めるとともに、その時々々の物流環境に応じた新たな戦略への見直しを行いながら、利用促進に向けたソフト施策を積極的・継続的に取り組むことが不可欠である。

②港づくりに対する県民理解の促進

港づくりに対する県民の理解を深め、地域住民が港をより身近に感じられるものとなるため、様々な機会を通じて、県民生活を支える港として多様な役割を果たしている駿河湾港の重要性やウォーターフロントの魅力をPRする活動を継続的に取り組んでいく必要がある。

③関係機関等との協調と連携

本計画の実現にあたっては、関係行政機関や民間事業者等の様々な関係者との調整や合意形成が必要不可欠である。そのため、事業の目的や内容に合わせて、港湾管理者である静岡県が中心となって、国や地元自治体、港湾関係者、利用者、NPOや市民団体、地域住民等が調整・協議が行え、様々な立場からの意見を聴取できるような体制づくりに取り組んでいく必要がある。

④事業推進のための財源確保

事業の実施にあたっては、多額の投資が必要となることから、財源の確保等、国・県・市との調整のもと、慎重な対応を図りながら効率的・効果的な事業の推進が必要である。PFI 等による民間活力の導入やライフサイクルコストの低減を踏まえた維持管理手法の採択、新技術による施工など、少ないコストで最大限の効果を発揮できる手法を検討し、更なるコスト構造改革に努める必要がある。

⑤情勢変化に応じた計画の見直し

近年、我が国及び世界の情勢は刻一刻と変化をしている中で、それら変化に駿河湾港が適応していくことで、今後とも静岡県経済と産業（雇用）を支え、安全・安心で豊かな県民の暮らしが維持されることとなる。本計画は、駿河湾港を取り巻く経済社会情勢と将来展望、取扱貨物の将来需要、利用者からの要請等に基づき策定したものであるが、今後の情勢変化に注視しながら継続的に Plan-Do-Check-Action (PDCA) のサイクルによる進行管理を進め、必要に応じて本計画の見直しを実施していく。

参考資料編

駿河湾港アクションプラン推進計画検討委員会関連資料	65
（1）駿河湾港アクションプラン推進計画検討委員会 会則	65
（2）駿河湾港アクションプラン推進計画検討委員会における検討経過	70

駿河湾港アクションプラン推進計画検討委員会 会則

平成24年 9月19日 制定

(趣旨)

第1条 この会則は、駿河湾内主要3港である、清水港、田子の浦港、御前崎港（以下“駿河湾港”という）の港湾管理者である静岡県が「駿河湾港アクションプラン推進計画検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置するもので、その組織、運営、その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、長期的な視点に立った“駿河湾港のあるべき姿”を探り駿河湾港、各港が分担・連携する機能を“3港の空間利用の方向”としてとりまとめるための、中期的な基本計画である「駿河湾港アクションプラン推進計画」の策定に関して、提言及び助言を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。
2 委員は、社団法人日本港湾協会会長が委嘱する。
3 委員の任期は、委嘱の日から最終委員会終了までとする。
4 職能代表としての委嘱の委員には、代理人出席を認める。

(委員長)

第4条 委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長をおく。
2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第5条 委員会は委員長が招集する。
2 委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
3 委員会が必要と認めるときは、委員以外に出席を求め意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会のもとに3つの幹事会（物流・産業、防災・危機管理、交流・生活・環境）を置く。
2 幹事会は、別表2に掲げる幹事により構成する。
3 幹事は、静岡県交通基盤部港湾局長が依頼する。
4 各幹事会の幹事長は、委員会の委員から指名する。
5 幹事会は、委員会に付議すべき事項の検討を行う。

(オブザーバー)

第7条 委員会及び幹事会には、円滑な議事進行を図るため、関係する国・県・市の職員が出席することができる。

(情報公開)

第8条 委員会は、公開を原則とするが、その方法の判断は委員会で決定する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局を、社団法人日本港湾協会に置く。

2 事務局は、委員会の招集に関する事務を行う。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会の意見に基づいて定める。

(附則)

第11条 この規約は、平成24年 9月19日から施行する。

「駿河湾港アクションプラン」推進計画検討委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	氏名	所属	職名	備考
委員長	鬼頭 平三	公益社団法人日本港湾協会	理事長	
副委員長	篠原 正人	東海大学海洋学部 海洋フロンティア教育センター	主任教授	物流・産業部門 幹事長
委員	岸 昭雄	静岡県立大学経営情報学部	講師	
委員	大石 人士	一般財団法人静岡経済研究所	理事研究部長	
委員	杉 雅俊	一般社団法人静岡県商工会議所連合会	専務理事	
委員	大村 哲夫	一般財団法人みなと総合研究財団	顧問	交流・生活・環境部門 幹事長
委員	西尾 忠久	一般社団法人日本港運協会	常任理事	
委員	宮崎 総一郎	財団法人静岡県コンテナ輸送振興協会	理事長	
委員	望月 薫	清水港客船誘致委員会	会長	
委員	荒川 邦夫	静岡県漁業協同組合連合会	代表理事会長	
委員	石川 春乃	株式会社エス・ラボラトリーズ	代表取締役	
委員	高梨 成子	株式会社防災&情報研究所	代表	防災・危機管理部門 幹事長
委員	野崎 智文	国土交通省中部運輸局交通環境部	部長	
委員	長谷川 秀巳	清水海上保安部	部長	
委員	(守屋 正平) ^{※1} 小谷野 喜二	国土交通省中部地方整備局港湾空港部	部長	
委員	(佐々木 純) ^{※2} 加賀谷 俊和	国土交通省中部地方整備局 清水港湾事務所	所長	

※1 守屋委員は、第3回委員会まで

※2 佐々木委員は、第2回委員会まで

「駿河湾港アクションプラン」推進計画検討委員会 幹事(物流・産業部門)名簿

(順不同・敬称略)

	氏名	所属	職名	備考
幹事長	篠原 正人	東海大学海洋学部 海洋フロンティア教育センター	主任教授	
幹事	(遠藤 修) ^{※3} 齋藤 和夫	アオキトランス㈱	(専務取締役) ^{※3} 常務取締役	
幹事	杉山 克志	アオキトランス㈱	取締役	
幹事	山田 英夫	㈱天野回漕店	常務取締役	
幹事	息 秀雄	㈱天野回漕店	取締役	
幹事	小泉 明弘	鈴与㈱	常務取締役	
幹事	村岡 一男	鈴与㈱	取締役	
幹事	山本 雅明	清和海運㈱	常務取締役	
幹事	宮崎 祐一	清和海運㈱	取締役	
幹事	渡邊 真明	清水港船舶代理店会(清水川崎運輸㈱)	取締役	
幹事	(吉口 一己) ^{※4} 片平 澄男	国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	次長	
幹事	(平澤 興) ^{※10} 庄司 義明	国土交通省中部地方整備局 港湾空港部港湾計画課	課長	
幹事	(白崎 正浩) ^{※11} 野村 貴之	国土交通省中部地方整備局 清水港湾事務所企画調整課	課長	
幹事	西園 勝秀	静岡県交通基盤部港湾局	局長	
幹事	(山崎 浩) ^{※12} 原 隆一	静岡県清水港管理局	局長	
幹事	藤浪 哲也	静岡県田子の浦港管理事務所	所長	
幹事	(鈴木 宣好) ^{※13} 進藤 弘之	静岡県御前崎港管理事務所	所長	

※3 遠藤幹事は、第3回委員会まで

※4 吉口幹事は、第3回委員会まで

※10 平澤幹事は、第3回委員会まで

※11 白崎幹事は、第3回委員会まで

※12 山崎幹事は、第3回委員会まで

※13 鈴木幹事は、第3回委員会まで

「駿河湾港アクションプラン」推進計画検討委員会 幹事(防災・危機管理部門)名簿

(順不同・敬称略)

	氏名	所属	職名	備考
幹事長	高梨 成子	株式会社防災&情報研究所	代表	
幹事	(石原 英登) ^{※5} 中野 達也	静岡市総務局危機管理部	部長	
幹事	秋山 喜英	富士市総務部	部長	
幹事	(山本 正典) ^{※6} 松林 清	御前崎市防災課	(課長補佐) ^{※6} 防災監兼課長	
幹事	杉本 基久雄	牧之原市総務部	部長	
幹事	小川 義明	清水海上保安部交通課	課長	
幹事	(平澤 興) ^{※10} 庄司 義明	国土交通省中部地方整備局 港湾空港部港湾計画課	課長	
幹事	(白崎 正浩) ^{※11} 野村 貴之	国土交通省中部地方整備局 清水港湾事務所企画調整課	課長	
幹事	西園 勝秀	静岡県交通基盤部港湾局	局長	
幹事	(山崎 浩) ^{※12} 原 隆一	静岡県清水港管理局	局長	
幹事	藤浪 哲也	静岡県田子の浦港管理事務所	所長	
幹事	(鈴木 宣好) ^{※13} 進藤 弘之	静岡県御前崎港管理事務所	所長	

※5 石原幹事は、第3回委員会まで

※6 山本幹事は、第3回委員会まで

※10 平澤幹事は、第3回委員会まで

※11 白崎幹事は、第3回委員会まで

※12 山崎幹事は、第3回委員会まで

※13 鈴木幹事は、第3回委員会まで

「駿河湾港アクションプラン」推進計画検討委員会 幹事(交流・生活・環境部門)名簿

(順不同・敬称略)

	氏名	所属	職名	備考
幹事長	大村 哲夫	一般財団法人みなと総合研究財団	顧問	
幹事	(渡辺 晴久) ^{※7} 柴 吉寛	静岡市経済局商工部	港湾担当部長	
幹事	土屋 俊夫	富士市産業経済部	部長	
幹事	(伊藤 寿昭) ^{※8} 高畑 実	御前崎市事業部	部長	
幹事	(大井 俊彦) ^{※9} 横山 裕之	牧之原市産業経済部	部長	
幹事	(平澤 興) ^{※10} 庄司 義明	国土交通省中部地方整備局 港湾空港部港湾計画課	課長	
幹事	(白崎 正浩) ^{※11} 野村 貴之	国土交通省中部地方整備局 清水港湾事務所企画調整課	課長	
幹事	西園 勝秀	静岡県交通基盤部港湾局	局長	
幹事	(山崎 浩) ^{※12} 原 隆一	静岡県清水港管理局	局長	
幹事	藤浪 哲也	静岡県田子の浦港管理事務所	所長	
幹事	(鈴木 宣好) ^{※13} 進藤 弘之	静岡県御前崎港管理事務所	所長	

※7 渡辺幹事は、第3回委員会まで

※8 伊藤幹事は、第3回委員会まで

※9 大井幹事は、第3回委員会まで

※10 平澤幹事は、第3回委員会まで

※11 白崎幹事は、第3回委員会まで

※12 山崎幹事は、第3回委員会まで

※13 鈴木幹事は、第3回委員会まで

駿河湾港アクションプラン推進計画検討委員会における検討経過

○第1回駿河湾港アクションプラン推進計画検討委員会・幹事会（平成24年9月19日）

- 〔議題〕
- ・駿河湾港の概要と果たしている役割
 - ・我が国と駿河湾港を取り巻く環境変化
 - ・駿河湾港周辺地域の現況
 - ・駿河湾港の課題

○第2回駿河湾港アクションプラン推進計画検討委員会（平成24年12月20日）

- 〔議題〕
- ・経済社会構造の長期展望
 - ・駿河湾港のポテンシャル
 - ・駿河湾港の果たすべき役割と将来像
 - ・基本方針と取組施策

- 〔第2回幹事会〕
- 「物流・産業」部門（平成24年11月29日）
 - 「防災・危機管理」部門（平成24年11月28日）
 - 「交流・生活・環境」部門（平成24年11月28日）

○第3回駿河湾港アクションプラン推進計画検討委員会（平成25年3月27日）

- 〔議題〕
- ・長期フレーム（貨物需要予測等）
 - ・駿河湾港整備構想案の提示（長期的な空間利用のあるべき姿）

- 〔第3回幹事会〕
- 「物流・産業」部門（平成25年2月26日）
 - 「防災・危機管理」部門（平成25年2月25日）
 - 「交流・生活・環境」部門（平成25年2月25日）

○第4回駿河湾港アクションプラン推進計画検討委員会（平成25年12月19日）

- 〔議題〕
- ・駿河湾港整備基本計画案の策定（短・中・長期的対応の仕分け）

- 〔第4回幹事会〕
- 「物流・産業」部門（平成25年12月6日）
 - 「防災・危機管理」部門（平成25年12月2日）
 - 「交流・生活・環境」部門（平成25年12月2日）

○第5回駿河湾港アクションプラン推進計画検討委員会（平成26年3月19日）

- 〔議題〕
- ・駿河湾港整備基本計画の報告